瀬戸内高速道路利用協同組合

MONTHLY SETOUCHI

令和５年４月３日０時から
管内１１料金所が
ＥＴＣ専用料金所
に変わります。

ETC 専用 ONLY

2023年3月17日発行

大口･多頻度割引の割引率について　令和６年3月迄

マンスリー12月号にも、掲載致しました大口･多頻度割引の割引率の延長(令和6年3月末)について、NEXCO 西日本より書面が届きましたので掲載いたします。割引率についても、現行のまま延長されます。

令和5年2月14日

お客さま各位

西日本高速道路株式会社

令和5年4月1日からの大口･多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
大口･多頻度割引の車両単位割引の10%拡充措置については、令和5年3月末までの予定で実施しておりましたが、今般、国土交通省より当該措置を令和6年3月末まで延長する旨の方針が示されたことから、下記のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

記

車両単位割引率(高速国道･一般有料道路ともに)

自動車１台ごとの１ヶ月の高速国道等のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%（20%）
1万円を超え、3万円までの部分	20%（30%）
3万円を超える部分	30%（40%）

※()内は、ETC2.0を使用する事業用車両(注)に限り適用される割引率です。
(令和6年3月末まで)

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

ETC 専用料金所　2023年4月3日(月)～

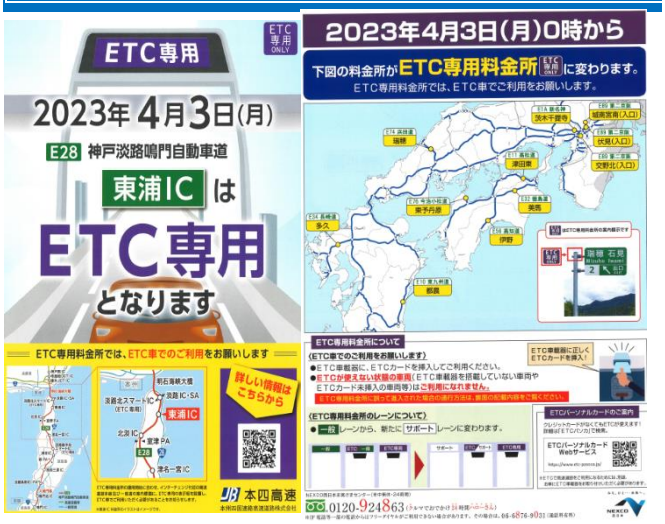

4 月3日(月)より、NEXCO 西日本管内では、11か所、神戸淡路鳴門自動車道でも１か所、ETC 専用料金所に変わり、名称も「一般」レーンが「サポート」レーンと変わります。

ETC カードの年間手数料について　ETC

4月１日時点で組合員様が保有されます ETC カードには、年間手数料が必要となります。現在お手元にある ETC カードでご利用の無い不要なカードは、3 月 31 日までに当組合へ到着しますよう、ご返却をお願いいたします。

C:￥629/枚　　M:￥550/枚

高さ違反道路損傷　／　料金所付近は後車バック禁止

労基情報～労働基準法等の届出や申請は電子申請をご利用ください！！～

36協定や就業規則などの届出や許認可の申請、労働保険の手続については、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、「e-Gov(イーガブ)」から、電子申請を利用して行うことができます。

☆令和3年4月から電子申請がより簡単になっています。
① e-Gov からアカウントを登録
② フォーマットに必要事項を入力
の2ステップで届出･申請が可能です。

☆これまでは、全ての事業場について1つの過半数労働組合と 36 協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り 36 協定の本社一括届出が可能です。

便利な電子申請をぜひご利用ください！

詳しくはこちら(厚生労働省 HP)

お問い合わせは
最寄りの労働基準監督署まで

【雑感】マイレージカードの有効期限更新につき、カードの交換･旧カードをご返却いただき、大変ありがとうございます。移転して１年になりますが、返却カードをお持ちくださる組合員様が、「倉敷市中島249－13」へ移転後初訪問ですとお声掛けいただく事もあり、爽やかな雰囲気を感じております。春の陽気を感じながら、桜もちらほら、咲き始めるいい季節になりますね。